

2026-2028 年度課題別研修「中小企業振興政策」(A) および (B)
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は以下の業務について、別紙 2 のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国の公的機関で中小企業振興に携わる行政官に対し、所定の案件目標を達成するべく、中小企業振興政策の立案および支援制度の整備について必要な知識や能力の向上に向けて研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

本コースは開発途上国において中小企業振興に関する政策策定や支援施策の実施に携わる行政官を対象に、日本の中小企業振興政策や、国・自治体・公的支援機関・商工会議所・金融機関・大学等による中小企業支援制度やそれぞれの役割、効果的な支援のありかたについて、中小企業の視察や支援機関からの講義等を通して学ぶことを目的とします。

受託者には要件として「関西地域における中小企業支援機関および自治体、民間企業等とのネットワーク」「外国人を対象としたプログラム運営に係る業務経験を有すること」「企業経営に関する知見および中小企業支援の経験」が求められます。

特定者は、関西の民間企業および自治体の出資により設立された団体であり、関西の民間企業、経済団体および自治体と強いネットワークを構築しています。また、途上国からの参加者を対象とした研修を 800 件以上実施した実績があり、外国人向けの研修の企画・運営ノウハウを有します。さらに、特定者には民間企業からの出向者が在席しており企業経営に関する知見を持つとともに、中小企業支援の経験も豊富です。

特定者は以下「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2026-2028 年度課題別研修「中小企業振興政策」(A) および (B) に係る研修委託契約
 - (2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり
 - (3) 実施期間（2026 年度）：
 - (A) 2026 年 6 月 24 日～2026 年 7 月 23 日（予定）
 - (B) 2027 年 1 月 27 日～2027 年 2 月 25 日（予定）
 - (4) 契約履行期間（2026 年度）：
 - (A) 2026 年 5 月 25 日～2026 年 9 月 30 日（予定）
 - (B) 2026 年 12 月 21 日～2027 年 3 月 31 日（予定）
- ※2027 年度、2028 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格競争参加資格（以

下「全省庁統一資格者」という。)を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。

2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2） その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2026 年度案件を受託し、2028 年度まで毎年 2 回、計 6 回、本案件を受託可能であること。なお、2026 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2028 年度案件まで継続契約

を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2026年3月13日（金）から2026年3月27日（金）17時まで
	提出場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：小西 陽子）
	提出書類	参加意思確認書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2026-2028年度課題別研修「中小企業振興政策（A）および（B）」参加意思確認書の提出（社名〇〇）】
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年4月3日（金）
	通知方法	メール又は郵送で通知（参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知） ※なお、特定者には、JICA 関西ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：小西 陽子）
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2026-2028年度課題別研修「中小企業振興政策（A）および（B）」参加意思確認書公募／応募要件無しの理由請求（社名〇〇）】
	請求締切日	2026年4月10日（金）
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに

- 移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
 - (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
 - (10) 契約保証金：免除します。
 - (11) 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記 2 (1) (2) の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」（様式はありません。）を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。
 - (12) メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
 - ① メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
 - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙 3）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します（ただし、パスワードについては、別メールにて送付します）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。
 - ③ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
 - ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

以 上

2026-2028 年度課題別研修
「中小企業振興政策」(A) および (B)
研修委託契約 業務概要

以下の記載は 2026 年度に関するものです。2027 年度、2028 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1 研修コース概要:

(1) 研修コース名

2026-2028 年度課題別研修「中小企業振興政策」(A) および (B)

(2) 研修期間 (予定) いずれも来日のみ。遠隔研修は実施しない。

(A)コース

全体受入期間 : 2026 年 6 月 24 日~2026 年 7 月 23 日

技術研修期間 : 2026 年 6 月 25 日~2026 年 7 月 22 日

(B)コース

全体受入期間 : 2027 年 1 月 27 日~2027 年 2 月 25 日

技術研修期間 : 2027 年 1 月 28 日~2027 年 2 月 24 日

(3) 対象となる研修員 (予定)

(A)コース

定員 : 14 人(予定)

対象国 : タイ、ラオス、東ティモール、ベトナム、モンゴル、ネパール、パキスタン、スリランカ、フィジー、パナマ、セルビア
バングラデシュ、ウクライナ (2名)

対象者 : 中小企業関連省庁、地方自治体における中小企業担当局、中小企業振興機関等の公的機関におけるマネージャークラスの人材。中小企業振興に関する 3 年以上の経験を有する者

(B)コース

定員 : 10 人(予定)

対象国 : イラク、パレスチナ、イエメン、ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、カーボベルデ、セネガル、南スーダン
コンゴ民主共和国、

対象者 : 中小企業関連省庁、地方自治体における中小企業担当局、中小企業振興機関等の公的機関におけるマネージャークラスの人材。中小企業振興に関する 3 年以上の経験を有する者

(4) 使用言語

1. 英語 (講義等は、英語で実施する。ただし、対応困難な場合は、JICA が通訳を手配して対応する。委託機関と研修員間のやりとりは極力通訳を介さずに実施する。)

(5) 研修の背景・目的

中小企業の振興は開発途上国における経済および社会の発展に重要な役割を果たしており、多くの国で重要な政策課題として位置づけられている。中小企業は、経済面での貢献だけではなく、雇用創出効果による社会の安定や、地域経済における中心産業としての役割を担うことが期待されている。中小企業の安定的な成長のためには、中小企業振興に関する政策や国家計画をもとに、公正で自由な企業活動を行うための環境整備、中小企業振興に関する法制度の整備、国・自治体等による支援体制および支援制度づくり、中小企業支援人材の育成等が重要である。しかし、開発途上国の多くは、中小企業振興の要となる法律が存在しない場合や、基本的な制度や政策が未整備の場合も多い。

日本では100年以上前から政府による中小企業支援が行われており、全企業数の99%以上を中小企業が占めているため、中小企業に向けたさまざまな支援制度が多く、多くの支援機関から提供されている。また、近年では中小企業には新産業創出や地域活性化を担う役割も期待されており、大学や自治体との連携や企業間の協力を促進する動きも活発化している。

本案件は、中小企業を支援する省庁や地方自治体の中小企業担当局などの公的機関の職員を対象に、日本の中小企業振興の経験から得た教訓を理論と実践を通して提供する。実践的な知見を身に着けるため、講義だけではなくワークショップや研修員間の意見交換などを実施する。

(6) 案件目標

本研修は、各国で中小企業振興を担う行政官が日本の事例から中小企業振興に関する政策や効果的な施策、支援体制について学び、政策立案能力の向上を図ることを目標とする。

(7) 単元目標（アウトプット）

単元目標	単元目標達成のための研修内容（想定）	達成状況の確認方法
(1) 自国における中小企業の現状と課題を明らかにできる	以下の内容における講義・視察・討議など ・ カントリーレポートの作成・発表	来日後に行うカントリーレポート発表内容及び質疑において確認
(2) 日本や参加国の事例を学ぶことにより、効果的な中小企業振興政策・施策の要点について説明できる。	以下の内容における講義・視察・討議など ・ 中小企業振興に関わる省庁・支援機関、金融機関、自治体等からの講義 ・ 支援機関等からの支援を活用した中小企業への視察 ・ 研修員間の意見交換、ワークショップ	講義や視察中の発言、質問票の回答内容、アクションプランの発表内容を基に確認
(3) 自国の中小企業支援における課題を	・ 自国の課題分析 ・ 日本で学んだ内容を踏ま	アクションプランの発表内容を基に確認

分析し、中小企業振興を促進するための実行可能な行動計画案を作成できる。	えた行動計画（アクションプラン）作成	
-------------------------------------	--------------------	--

(8) 研修内容

1) 研修方法

- ア. 講義：テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。
- イ. 演習：
 - 講義や視察で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に活かせる知見の獲得を目指す。研修員間の意見交換を通じた学びの促進や、自国の課題を分析する機会を設ける。
- ウ. 見学・研修旅行：
 - 講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。
- エ. レポート作成・発表：
 - 各レポートの作成・発表にあたっては、コースリーダー等と連携しレポートに対するフィードバックや助言を行うとともに、研修員の理解度に応じてアクションプラン作成に関する適切な助言や指導を行うよう配慮する。

2) 研修付帯プログラム（JICA 関西が実施するプログラム）

- ア. ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間
 - 通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。
- イ. プログラム・オリエンテーション（研修事業に関する説明）：来日翌日 1 時間程度
- ウ. 評価会及び閉講式：技術研修最終日 0.5 日間

2 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

- (A) コース 2026 年 5 月 25 日～2026 年 9 月 30 日
- (B) コース 2026 年 12 月 21 日～2027 年 3 月 31 日
- （この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます。）

(2) 業務の概要

対象国における中小企業振興の促進に向けて、日本の経験や事例から制度

と施策全般の知識を学び、中小企業振興にかかる政策立案能力の向上を図る。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 9) テキストの選定と準備（視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(4) 研修受託上の工夫

- 1) 研修員間の意見交換や振り返りの時間を設定し、他国から学ぶ機会を設定する。
- 2) 企業視察の効果を高めるため、事前に視察先企業の情報や訪問の狙いを研修員に共有し、企業概要や企業が抱える課題等を理解した状態で訪問できるよう工夫する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材で

す。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
関西センター契約担当役
所長 広沢 正行 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「2026-2028 年度課題別研修「中小企業振興政策」(A) および (B) に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

令和 07・08・09 年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写し)を添付してください。
同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書 別紙 4
- 登記事項証明書(写) (法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの)
- 財務諸表(直近1ヵ年分、法人名及び決算期間が記載されていること)
- 納税証明書(写) (その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

資格審査申請書

2026年 月 日

独立行政法人 国際協力機構
 関西センター契約担当役
 所長 広沢 正行 殿

「2026-2028年度課題別研修「中小企業振興政策」(A) および (B) の参加資格に対する審査を申請いたします。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

1 申請者

ふりがな	
会社名	
ふりがな	
代表者 役職名・氏名	(* 役職名が登記簿謄本と異なる場合、役職名が確認できる書類を添付)
直近決算日	西暦 年 月 日
本社所在地	〒 TEL : FAX :

2 担当者連絡先 (JICAからの連絡する場合に、窓口になっていただく方)

担当者 連絡先 (本社所在地と同一の場合は記入不要)	〒 TEL : FAX :
部署名	
ふりがな	
担当者 役職名・氏名	Email :

3 希望する資格の種類（*注：登記されている事業に限る）

資格の種類	注) 希望する資格に○印をご記入ください。(複数選択可)
物品の製造	
物品の販売	
役務の提供等 (物品の製造、販売以外全て)	

4 経営状況

別紙に必要数値をご記入ください

5 添付書類

添付書類		確認欄 添付したものに○をつけてください。
1	登記事項証明書（写）	
2	財務諸表（直近1ヵ年分、法人名、決算期間が記載されていること）	
3	納税証明書その3の3（写）	

注) 公的機関が発行する書類（1. 登記事項証明書、3. 納税証明書）については、発行日から3ヶ月以内のものに限ります。

本申請書に記載された情報は、氏名を除き一般公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

別紙 経営状況 ※下記金額は、千円未満を四捨五入すること。

1 営業実績

販売、製造等の営業実績（売上高）を直前2ヵ年分記入する。

直前決算年度（千円）	直前々決算年度（千円）	平均実績額（千円）
A	B	① $(A + B) / 2$

2 自己資本額

直前決算時の金額を記入する。なお、欠損はマイナス表示とする。

	直前決算時（千円）	剰余（欠損）金処分（千円）
資本金		
準備金・積立金	(注1)	
次期繰越利益（欠損）金		(注2)
小計	A	B
合計	② $A + B$ (注3)	

注1：(貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

注2：繰越利益剰余金

注3：貸借対照表の純資産合計と一致

3 流動比率

直前決算時の金額を記入する。

流動資産（千円）	A	③ $(A / B) \times 100 (\%)$
流動負債（千円）	B	

4 営業年数 登記事項証明書の会社設立の年月日からの満年数を記載

④	年
---	---

以上